

改正案	現行
<p>（事業継続困難の申出）</p> <p>第一条の三 保険会社等又は外国保険会社等は、法第二百四十一条第三項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第四十八条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。第一条の五及び第一条の七から第一条の九までにおいて同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>（保険管理人の職務を行うべき者の指名等）</p> <p>第一条の四 法第二百四十一条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等にあつては、日本における業務及び日本に所在する財産）の管理を命ずる処分（第一条の九において「管理を命ずる処分」という。）があつた場合において、保険管理人に選任された者が法人であるときは、当該法人は、代表者のうち保険管理人の職務を行うべき者を指名し、その旨を金融庁長官（令第四十八条の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事</p>	<p>（事業継続困難の申出）</p> <p>第一条の三 保険会社等又は外国保険会社等は、法第二百四十一条第三項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第四十七条の二第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。第一条の五及び第一条の七から第一条の九までにおいて同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>（保険管理人の職務を行うべき者の指名等）</p> <p>第一条の四 法第二百四十一条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産（外国保険会社等にあつては、日本における業務及び日本に所在する財産）の管理を命ずる処分（第一条の九において「管理を命ずる処分」という。）があつた場合において、保険管理人に選任された者が法人であるときは、当該法人は、代表者のうち保険管理人の職務を行うべき者を指名し、その旨を金融庁長官（令第四十七条の二の規定により、当該少額短期保険業者の本店又は主た</p>

務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が前条の申出書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）に届け出るとともに、当該処分を受けた保険会社等又は外国保険会社等に通知しなければならない。

る事務所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が前条の申出書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）に届け出るとともに、当該処分を受けた保険会社等又は外国保険会社等に通知しなければならない。